



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年 5月26日金曜日 第1763号

◇ 目 次 ◇

指定障害福祉サービス事業の廃止.....	445
狩猟免許更新に係る適性試験等の実施.....	446
農業委員会交付金等交付規程の一部改正.....	448
保安林予定森林.....	452
保安林予定森林にする旨の通知等.....	452
道路の区域決定（県道松山川内自転車道線）.....	453
自転車歩行者専用道路の指定（県道松山川内自転車道線）.....	453
道路の供用開始（県道松山川内自転車道線）.....	453
道路の区域変更（県道弓削島循環線）.....	454
道路の供用開始（ " ）.....	454
道路の区域変更（県道河中平井停車場線）.....	454
道路の供用開始（ " ）.....	454
道路の区域変更（県道中島環状線）.....	454
道路の供用開始（ " ）.....	455
道路の区域変更（県道粟井浅海線）.....	455
道路の供用開始（ " ）.....	455
道路の区域変更（県道串内子線）.....	456
道路の区域変更（県道落合久万線）.....	456
道路の区域変更（県道落合久万線）.....	456
道路の供用開始（ " ）.....	456
道路の区域変更（県道直瀬波草線）.....	456
道路の供用開始（ " ）.....	457
道路の区域変更（県道直瀬波草線）.....	457
道路の供用開始（ " ）.....	457
道路の区域変更（一般国道494号）.....	457
道路の区域変更（県道美川松山線）.....	458
道路の区域変更（県道西条久万線）.....	458

道路の供用開始（ " ）.....	458
道路の区域変更（県道東川上黒岩線）.....	458
道路の供用開始（一般国道440号）.....	459
道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）.....	459
道路の供用開始（ " ）.....	459
道路の区域変更（県道大洲長浜線）.....	459
道路の供用開始（県道鳥井喜木津線）.....	459
道路の区域変更（県道宇和三間線）.....	460
道路の区域変更（県道嵐田之浜岩松線）.....	460
道路の供用開始（ " ）.....	460
道路の区域変更（県道高茂岬船越線）.....	460
道路の供用開始（ " ）.....	461
開発行為に関する工事の完了.....	461

公 告

土地（建付地）の売払い（2件）.....	461
土地の売払い（3件）.....	463
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	465
クリーニング師試験の施行.....	466
狩猟免許試験の施行.....	466
通信指令システムの借入れ.....	467

公営企業告示

落札者等の告示.....	468
病院の業務に係る公金の収納の事務の委託.....	468

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第781号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成18年5月26日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000500003112	有限会社ウエルケアサービス	今治市恵美須町二丁目2-1	黒川 恭二	精神障害者居宅介護	ウエル	今治市恵美須町二丁目2-1	平成18年 5月13日
38000100088117	株式会社富士タクシー	八幡浜市1460番地103	甲野 恵三	身体障害者居宅介護	富士介護サービス	八幡浜市1460番地103	平成18年 5月17日
38000200105118	株式会社富士タクシー	八幡浜市1460番地103	甲野 恵三	知的障害者居宅介護	富士介護サービス	八幡浜市1460番地103	平成18年 5月17日
38000300080112	株式会社富士タクシー	八幡浜市1460番地103	甲野 恵三	児童居宅介護	富士介護サービス	八幡浜市1460番地103	平成18年 5月17日
38000100088166	株式会社富士タクシー	八幡浜市1460番地103	甲野 恵三	身体障害者外出介護	富士介護サービス	八幡浜市1460番地103	平成18年 5月17日

38000200105167	株式会社富士タクシ	八幡浜市1460番地10 3	甲 野 恵 三	知的障害者外出介護	富士介護サービス	八幡浜市1460番地10 3	平成18年 5月17日
38000300080161	株式会社富士タクシ	八幡浜市1460番地10 3	甲 野 恵 三	児童外出介護	富士介護サービス	八幡浜市1460番地10 3	平成18年 5月17日

○愛媛県告示第782号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新に係る適性試験及び講習（以下「適性試験等」という。）を次のとおり実施する。

平成18年5月26日

愛媛県知事 加戸守行

1 対象者

法第39条第1項の規定による狩猟免許を受けており、当該免許の有効期間が平成18年9月14日に満了する者

2 適性試験等の実施の日時及び場所

所管の地方局	会場の名称	実施日時	実施場所	
			会場	所在地
西条地方局	西条第1会場	平成18年7月13日（木）午前9時	自動車会館大ホール	新居浜市本郷三丁目5-35
同 上	西条第2会場	平成18年7月21日（金）午前9時	西条地方局西条庁舎7階大会議室	西条市喜多川796-1
同 上	西条第3会場	平成18年7月27日（木）午前9時	西条市中央公民館大ホール	西条市周布401-1
同 上	西条第4会場	平成18年8月3日（木）午前9時	西条地方局西条庁舎7階大会議室	西条市喜多川796-1
同 上	西条第5会場	平成18年8月7日（月）午前9時	四国中央市市民会館三島会館第2、第3会議室	四国中央市中曾根町500
同 上	西条第6会場	平成18年8月10日（木）午前9時	西条市丹原文化会館小ホール	西条市丹原町田野上方2131-1
同 上	西条第7会場	平成18年8月23日（水）午前9時	自動車会館大ホール	新居浜市本郷三丁目5-35
同 上	西条第8会場	平成18年8月25日（金）午前9時	四国中央市市民会館川之江会館3階大会議室	四国中央市川之江町4069-1
今治地方局	今治第1会場	平成18年7月26日（水）午前9時	今治市伯方公民館2階大ホール	今治市伯方町木浦甲1234
同 上	今治第2会場	平成18年8月8日（火）午前9時	今治市中央公民館第1、第2学習室	今治市南宝来町一丁目6-1
同 上	今治第3会場	平成18年8月31日（木）午前9時	同 上	同 上
松山地方局	松山第1会場	平成18年7月18日（火）午前9時	川内公民館大ホール	東温市南方286
同 上	松山第2会場	平成18年7月20日（木）午前9時	北条ふるさと館2階大会議室	松山市河野別府995
同 上	松山第3会場	平成18年7月24日（月）午前9時	砥部町中央公民館2階講座室	伊予郡砥部町宮内1369
同 上	松山第4会場	平成18年7月25日（火）午前9時	なかやま農業総合センター中ホール	伊予市中山町中山丑314-1
同 上	松山第5会場	平成18年8月3日（木）午前9時	久万高原町産業文化会館研修室	上浮穴郡久万高原町久万188
同 上	松山第6会場	平成18年8月4日（金）午前9時	久万高原町農村環境改善センター大ホール	上浮穴郡久万高原町上黒岩2923-1
同 上	松山第7会場	平成18年8月7日（月）午前9時	伊予市市民会館第6会議室	伊予市米湊820
同 上	松山第8会場	平成18年8月9日（水）午前9時	愛媛県武道館大会議室	松山市市坪西町551
同 上	松山第9会場	平成18年8月10日（木）午前9時	同 上	同 上
同 上	松山第10会場	平成18年8月11日（金）午前9時	同 上	同 上

同	上	松山第11会場	平成18年8月31日(木)午前9時	同	上	同	上
同	上	松山第12会場	平成18年9月1日(金)午前9時	同	上	同	上
同	上	松山第13会場	平成18年9月14日(木)午前9時	松山地方局7階大会議室		松山市北持田町132	
八幡浜地方局		八幡浜第1会場	平成18年7月5日(水)午前9時	八幡浜地方局7階大会議室		八幡浜市北浜一丁目3-37	
同	上	八幡浜第2会場	平成18年7月12日(水)午前9時	三崎公民館4階大会議室		西宇和郡伊方町三崎692	
同	上	八幡浜第3会場	平成18年7月13日(木)午前9時	総合センターしろかわ大会議室		西予市城川町下相951	
同	上	八幡浜第4会場	平成18年7月19日(水)午前9時	八幡浜地方局7階大会議室		八幡浜市北浜一丁目3-37	
同	上	八幡浜第5会場	平成18年7月20日(木)午前9時	野村中央公民館大ホール		西予市野村町野村12-619	
同	上	八幡浜第6会場	平成18年7月26日(水)午前9時	愛媛県歴史文化博物館第1研修室		西予市宇和町卯之町四丁目11-2	
同	上	八幡浜第7会場	平成18年7月28日(金)午前9時	同	上	同	上
同	上	八幡浜第8会場	平成18年8月11日(金)午前9時	大洲市立肱川風の博物館・歌麿館多目的ホール		大洲市肱川町予子林99-1	
同	上	八幡浜第9会場	平成18年8月18日(金)午前9時	大洲市長浜体育館大ホール		大洲市長浜甲489-1	
同	上	八幡浜第10会場	平成18年8月21日(月)午前9時	内子町共生館(五十崎自治センター)共生館ホール		喜多郡内子町平岡甲185-1	
同	上	八幡浜第11会場	平成18年8月23日(水)午前9時	内子町林業センター大ホール		喜多郡内子町小田81	
同	上	八幡浜第12会場	平成18年8月25日(金)午前9時	内子町文化伝習センター(内子東自治センター)トレーニング室		喜多郡内子町五百木187	
同	上	八幡浜第13会場	平成18年8月29日(火)午前9時	徳森公園管理センター(大洲市平公民館)大ホール		大洲市徳森2280-2	
同	上	八幡浜第14会場	平成18年9月1日(金)午前9時	同	上	同	上
宇和島地方局		宇和島第1会場	平成18年7月6日(木)午前9時	宇和島地方局7階大会議室		宇和島市天神町7-1	
同	上	宇和島第2会場	平成18年7月13日(木)午前9時	宇和島市立吉田公民館大ホール		宇和島市吉田町西小路7	
同	上	宇和島第3会場	平成18年7月19日(水)午前9時	宇和島市立三間公民館2階大ホール		宇和島市三間町宮野下835	
同	上	宇和島第4会場	平成18年7月19日(水)午前9時	愛南町一本松山村開発センター大会議室		南宇和郡愛南町一本松3520	
同	上	宇和島第5会場	平成18年7月20日(木)午前9時	宇和島市立岩松公民館大ホール		宇和島市津島町岩松甲471	
同	上	宇和島第6会場	平成18年7月21日(金)午前9時	広見体育センター		北宇和郡鬼北町大字近永800-1	
同	上	宇和島第7会場	平成18年7月21日(金)午前9時	愛南町御荘文化センター2階大研修室		南宇和郡愛南町御荘平城3063-1	
同	上	宇和島第8会場	平成18年7月25日(火)午前9時	松野町山村開発町民センター2階大会議室		北宇和郡松野町大字松丸457	
同	上	宇和島第9会場	平成18年7月27日(木)午前9時	日吉住民センター3階ホール		北宇和郡鬼北町大字下鍵山463	
同	上	宇和島第10会場	平成18年8月3日(木)午前9時	宇和島地方局7階大会議室		宇和島市天神町7-1	

3 申込みの手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

- イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書
- ウ 写真（6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.6センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- エ 狩猟免許更新申請手数料（愛媛県収入証紙によること。）更新しようとする免許の種類ごとに各2,900円
- オ 受験票等の郵送を希望する者にあつては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手をちょう付し、あて先を記載した返信用封筒

(2) 書類等の提出先

申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部森林林業課若しくは松山地方局産業経済部久万高原森林林業課又は西条地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班、八幡浜地方局産業経済部森林林業課大洲森林林業振興班若しくは西予森林林業振興班若しくは宇和島地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班（以下「林業課」という。）とする。

(3) 申込みの期限

原則として希望する適性試験等実施日前14日とする。

(4) その他

- ア 書類の提出は、持参又は郵送によること。
- イ 狩猟免許更新申請書は、林業課において、希望者に配布する。
- ウ 申込者の適性試験等の日時及び場所は、所管地方局長が指定し、通知する。

○愛媛県告示第783号

農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

平成18年5月26日

愛媛県知事 加戸守行

第2条第1項(3)の表農業委員会に要する経費の部中農地調整事務処理事業（農地等利用関係紛争処理事業及び農地等利用関係適正化事業をいう。以下同じ。）及び標準小作料改訂事業に要する経費の項の次に次のように加える。

農地情報利用効率化対策事業に要する経費	当該経費の範囲内で知事が定める経費
農業委員会等活動強化対策事業に要する経費	当該経費の10分の5以内

第2条第3項第1号中「農地調整事務処理事業に要する経費」の下に「、農地情報利用効率化対策事業に要する経費、農業委員会等活動強化対策事業に要する経費」を加える。

様式第2号の(1)中7を9とし、6を8とし、5の次に次のように加える。

6 農地情報利用効率化対策事業

(1) 農地地図情報システムの導入

- ア 整備方針
- イ 実施地区数 地区
- ウ 農地地図情報システム活用・普及推進検討会
 - (ア) 参加時期 年 月 日
 - (イ) 参加人員 人

(2) 台帳照合用出力システムの導入

- ア 整備方針
- イ 実施地区数 地区

(3) 共有ネットワークシステムの導入

- ア 整備方針
- イ 実施地区数 地区

7 農業委員会等活動強化対策事業

(1) 広域連携活動の実施

- ア 実施地区数 地区
- イ 広域連携企画検討会
 - (ア) 開催回数 回
 - (イ) 活動内容
- ウ 現地活動（活動内容）
- エ 対策検討会の開催
 - (ア) 開催回数 回
 - (イ) 活動内容
- オ 対策活動（活動内容）
- (2) 農地等情報収集体制への支援
 - ア 実施地区数 地区
 - イ 研修会の開催
 - (ア) 開催回数 回
 - (イ) 参加人員 人
 - (ウ) 講師及び研修内容
 - ウ 意見交換会の開催
 - (ア) 開催回数 回
 - (イ) 参加人員 人
 - (ウ) 主な内容
- (3) 活動評価検討会への出席
 - ア 資料作成内容
 - イ 検討会の内容
- (4) 活動評価モニター意見交換会の開催
 - ア モニター人員 人
 - イ 意見内容
- (5) 不在村地主の所有する農地の効率的利用対策
 - ア 実施地区数 地区
 - イ 効率的利用対策
 - (ア) 把握内容
 - (イ) 対策内容
- (6) 重点地区における遊休農地解消対策
 - ア 実施地区数 地区
 - イ 遊休農地解消対策
 - (ア) 検討内容
 - (イ) 対策内容

様式第2号の(2)中4を6とし、3を5とし、2の次に次のように加える。

3 農地情報利用効率化対策事業

(1) 企画検討会の開催

- ア 開催時期 年 月 日
- イ 開催場所
- ウ 参加人員 人
- エ 検討内容

(2) 農地地図情報システム活用・普及推進検討会の開催

- ア 開催時期 年 月 日
- イ 開催場所
- ウ 参加人員 人
- エ 検討内容

(3) 農地地図情報システム活用状況の調査・分析

- ア 調査内容

(4) 農地地図情報システムの濃密指導の実施

- ア 対象委員会数及び指導回数 委員会 回
- イ 指導員の氏名、職業、従事日数及び謝金の支払内容

(5) 農地等情報利活用検討会の開催

- ア 開催時期 年 月 日
- イ 開催場所
- ウ 参加人員 人
- エ 検討内容

(6) 共有ネットワークシステム利活用検討会の開催

- ア 開催時期 年 月 日
- イ 開催場所
- ウ 参加人員 人
- エ 検討内容

(7) 共有ネットワークシステムの濃密指導の実施

- ア 対象委員会数及び指導回数 委員会 回
- イ 指導員の氏名、職業、従事日数及び謝金の支払内容

(8) 共有ネットワークシステム・マニュアルの作成

- ア 発行回数 回
- イ 発行部数 部

(9) 農地等情報活用促進システムの導入等

- ア 農地等情報の電子入力延べ日数 日
- イ 導入内容

(10) 農地等情報活用促進システム利活用検討会の開催

- ア 開催時期 年 月 日
- イ 開催場所
- ウ 参加人員 人
- エ 検討内容

4 農業委員会等活動強化対策事業

(1) 農業委員・職員等研修会の開催

- ア 基礎研修会の開催内容
 - (ア) 開催時期 年 月 日
 - (イ) 開催場所
 - (ウ) 参加人員 人
 - (エ) 講師
 - (オ) 研修内容
- イ 特別研修会の開催内容

- (ア) 開催時期 年 月 日
- (イ) 開催場所
- (ウ) 参加人員 人
- (エ) 講師
- (オ) 研修内容

ウ 専門研修会の開催内容

- (ア) 開催時期 年 月 日
- (イ) 開催場所
- (ウ) 参加人員 人
- (エ) 講師
- (オ) 研修内容

(2) 巡回指導の実施

- ア 対象委員会数 委員会
- イ 指導回数 回

(3) 情報収集・提供活動

- ア 活動事例集の作成内容
 - (ア) 調査員数 人
 - (イ) 発行回数 回
 - (ウ) 発行部数 部

イ 調査事業の実施内容

- (ア) 調査項目
 - (イ) 調査会の開催内容
 - a 開催場所
 - b 開催回数 回
 - c 参加人員 人

(ウ) 調査方法

ウ 農地調整関係等調査事業

- (ア) 調査件数
 - a 転用のための権利移動 件
 - b 賃貸借の解除及び解約 件
 - c 土地区画整理事業 件
 - d 農業経営基盤強化促進基本方針 件
 - e 特定利用権設定 件
 - f 開発行為別 件

(イ) 調査所要人員 人

(4) 広域連携活動指導

- ア 対象委員会数 委員会
- イ 指導回数 回

(5) 活動評価検討会の開催

- ア 開催時期 年 月 日
- イ 開催場所
- ウ 対象委員会数 委員会
- エ 検討内容

(6) 不在村地主対策検討会の開催

- ア 開催時期 年 月 日
- イ 開催場所
- ウ 参加人員 人
- エ 検討内容

(7) 不在村地主対策等取組事例研さん会の開催

- ア 開催時期 年 月 日
- イ 開催場所
- ウ 参加人員 人
- エ 事例内容

- (8) 不在村地主対策等現地指導
 - ア 指導地区数 地区
 - イ 指導内容
- (9) 不在村地主対策等情報収集・提供
 - ア 収集方法
 - イ 情報内容
 - ウ 提供方法
- (10) 農業委員会組織業務効率化検討会の開催
 - ア 開催時期 年 月 日
 - イ 開催場所
 - ウ 参加人員 人
 - エ 検討内容
- (11) 農業委員会組織業務効率化実態調査
 - ア 調査時期 年 月 日
 - イ 調査内容
 - ウ 調査方法

様式第3号の(1)(2)の表区分の欄4中(2)を(4)とし、(1)の次に次のように加える。

- (2) 農地情報利用効率化対策事業費
- (3) 農業委員会等活動強化対策事業費

様式第3号の(2)(2)の表区分の欄中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 業務費

- (1) 農地情報利用効率化対策事業費
- (2) 農業委員会等活動強化対策事業費
- (3) 都道府県農業改善推進支援事業費
 - ア 会議員旅費
 - イ 連絡旅費
 - ウ 事務費

様式第5号の(2)4(2)の表区分の欄中「法定福利費」を「法定福利費業務費」に改める。

様式第8号の(1)7を同様式9とし、同様式6の表業務費の部中農地調整事務処理事業費の項の次に次のように加える。

農地情報利用効率化対策事業費	市町実績額	円
	県費補助金交付額	円
農業委員会等活動強化対策事業費	市町実績額	円
	県費補助金交付額	円

様式第8号の(1)中6を8とし、5を7とし、4の次に次のように加える。

5 農地情報利用効率化対策事業

- (1) 農地地図情報システムの導入
 - ア 整備方針
 - イ 実施地区数 地区
 - ウ 農地地図情報システム活用・普及推進検討会
 - (ア) 参加時期 年 月 日
 - (イ) 参加人員 人
- (2) 台帳照合用出力システムの導入
 - ア 整備方針
 - イ 実施地区数 地区
- (3) 共有ネットワークシステムの導入

- ア 整備方針
- イ 実施地区数 地区
- 6 農業委員会等活動強化対策事業
 - (1) 広域連携活動の実施
 - ア 実施地区数 地区
 - イ 広域連携企画検討会
 - (ア) 開催回数 回
 - (イ) 活動内容
 - ウ 現地活動（活動内容）
 - エ 対策検討会の開催
 - (ア) 開催回数 回
 - (イ) 活動内容
 - オ 対策活動（活動内容）
 - (2) 農地等情報収集体制への支援
 - ア 実施地区数 地区
 - イ 研修会の開催
 - (ア) 開催回数 回
 - (イ) 参加人員 人
 - (ウ) 講師及び研修内容
 - ウ 意見交換会の開催
 - (ア) 開催回数 回
 - (イ) 参加人員 人
 - (ウ) 主な内容
 - (3) 活動評価検討会への出席
 - ア 資料作成内容
 - イ 検討会の内容
 - (4) 活動評価モニター意見交換会の開催
 - ア モニター人員 人
 - イ 意見内容
 - (5) 不在村地主の所有する農地の効率的利用対策
 - ア 実施地区数 地区
 - イ 効率的利用対策
 - (ア) 把握内容
 - (イ) 対策内容
 - (6) 重点地区における遊休農地解消対策
 - ア 実施地区数 地区
 - イ 遊休農地解消対策
 - (ア) 検討内容
 - (イ) 対策内容

様式第8号の(2)中5を7とし、4を6とし、3の次に次のように加える。

4 農地情報利用効率化対策事業

- (1) 企画検討会の開催
 - ア 開催時期 年 月 日
 - イ 開催場所
 - ウ 参加人員 人
 - エ 検討内容
- (2) 農地地図情報システム活用・普及推進検討会の開催
 - ア 開催時期 年 月 日
 - イ 開催場所
 - ウ 参加人員 人
 - エ 検討内容
- (3) 農地地図情報システム活用状況の調査・分析

<p>ア 調査内容</p> <p>(4) 農地地図情報システムの濃密指導の実施</p> <p>ア 対象委員会数及び指導回数 委員会 回</p> <p>イ 指導員の氏名、職業、従事日数及び謝金の支払内容</p> <p>(5) 農地等情報利活用検討会の開催</p> <p>ア 開催時期 年 月 日</p> <p>イ 開催場所</p> <p>ウ 参加人員 人</p> <p>エ 検討内容</p> <p>(6) 共有ネットワークシステム利活用検討会の開催</p> <p>ア 開催時期 年 月 日</p> <p>イ 開催場所</p> <p>ウ 参加人員 人</p> <p>エ 検討内容</p> <p>(7) 共有ネットワークシステムの濃密指導の実施</p> <p>ア 対象委員会数及び指導回数 委員会 回</p> <p>イ 指導員の氏名、職業、従事日数及び謝金の支払内容</p> <p>(8) 共有ネットワークシステム・マニュアルの作成</p> <p>ア 発行回数 回</p> <p>イ 発行部数 部</p> <p>(9) 農地等情報活用促進システムの導入等</p> <p>ア 農地等情報の電子入力延べ日数 日</p> <p>イ 導入内容</p> <p>(10) 農地等情報活用促進システム利活用検討会の開催</p> <p>ア 開催時期 年 月 日</p> <p>イ 開催場所</p> <p>ウ 参加人員 人</p> <p>エ 検討内容</p> <p>5 農業委員会等活動強化対策事業</p> <p>(1) 農業委員・職員等研修会の開催</p> <p>ア 基礎研修会の開催内容</p> <p>(ア) 開催時期 年 月 日</p> <p>(イ) 開催場所</p> <p>(ウ) 参加人員 人</p> <p>(エ) 講師</p> <p>(オ) 研修内容</p> <p>イ 特別研修会の開催内容</p> <p>(ア) 開催時期 年 月 日</p> <p>(イ) 開催場所</p> <p>(ウ) 参加人員 人</p> <p>(エ) 講師</p> <p>(オ) 研修内容</p> <p>ウ 専門研修会の開催内容</p> <p>(ア) 開催時期 年 月 日</p> <p>(イ) 開催場所</p> <p>(ウ) 参加人員 人</p> <p>(エ) 講師</p> <p>(オ) 研修内容</p> <p>(2) 巡回指導の実施</p> <p>ア 対象委員会数 委員会</p> <p>イ 指導回数 回</p>	<p>(3) 情報収集・提供活動</p> <p>ア 活動事例集の作成内容</p> <p>(ア) 調査員数 人</p> <p>(イ) 発行回数 回数</p> <p>(ウ) 発行部数 部</p> <p>イ 調査事業の実施内容</p> <p>(ア) 調査項目</p> <p>(イ) 調査会の開催内容</p> <p>a 開催場所</p> <p>b 開催回数 回</p> <p>c 参加人員 人</p> <p>(ウ) 調査方法</p> <p>ウ 農地調整関係等調査事業</p> <p>(ア) 調査件数</p> <p>a 転用のための権利移動 件</p> <p>b 賃貸借の解除及び解約 件</p> <p>c 土地区画整理事業 件</p> <p>d 農業経営基盤強化促進基本方針 件</p> <p>e 特定利用権設定 件</p> <p>f 開発行為別 件</p> <p>(イ) 調査所要人員 人</p> <p>(4) 広域連携活動指導</p> <p>ア 対象委員会数 委員会</p> <p>イ 指導回数 回</p> <p>(5) 活動評価検討会の開催</p> <p>ア 開催時期 年 月 日</p> <p>イ 開催場所</p> <p>ウ 対象委員会数 委員会</p> <p>エ 検討内容</p> <p>(6) 不在村地主対策検討会の開催</p> <p>ア 開催時期 年 月 日</p> <p>イ 開催場所</p> <p>ウ 参加人員 人</p> <p>エ 検討内容</p> <p>(7) 不在村地主対策等取組事例研さん会の開催</p> <p>ア 開催時期 年 月 日</p> <p>イ 開催場所</p> <p>ウ 参加人員 人</p> <p>エ 事例内容</p> <p>(8) 不在村地主対策等現地指導</p> <p>ア 指導地区数 地区</p> <p>イ 指導内容</p> <p>(9) 不在村地主対策等情報収集・提供</p> <p>ア 収集方法</p> <p>イ 情報内容</p> <p>ウ 提供方法</p> <p>(10) 農業委員会組織業務効率化検討会の開催</p> <p>ア 開催時期 年 月 日</p> <p>イ 開催場所</p> <p>ウ 参加人員 人</p> <p>エ 検討内容</p> <p>(11) 農業委員会組織業務効率化実態調査</p> <p>ア 調査時期 年 月 日</p>
--	--

イ 調査内容

ウ 調査方法

様式第9号の(1)(2)の表4の項中(2)を(4)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 農地情報利用効率化対策事業費			
(3) 農業委員会等活動強化対策事業費			

様式第9号の(2)(2)の表区分の欄中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 業務費

- (1) 農地情報利用効率化対策事業費
- (2) 農業委員会等活動強化対策事業費
- (3) 都道府県農業改善推進支援事業費
 - ア 会議員旅費
 - イ 連絡旅費
 - ウ 事務費

○愛媛県告示第784号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年5月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
今治市宮ヶ崎字上成乙79の2から乙79の4まで、乙79の10
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
今治市宮ヶ崎字宮崎甲802の1、甲835の1
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第785号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年5月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
大洲市長浜町出海甲1040、乙697の1、乙706、乙748、乙778、乙788、乙792、乙846、乙985の1、丙294、丙375、丙377、丙389、丙391、丙394、丙395、丙397、丙398、丙399の1、丙400、丙403、丙405、丙407、丙410から丙412まで、丙417、丙418、丙420、丙421、丙425の1、丙426の1、丙427、丙430の1、丙431の1、丙432、丙436、丙439、丙519、丙522の1、丙523、丁133の1、丁133の2、丁152、丁156、丁158の2、丁159、丁162の1、丁162の2、丁163、丁164、丁166、丁168、丁169の2、丁170の3、丁170の5、丁170の11、丁170の14、丁170の15、丁170の17、丁197、丁198、丁202、丁203、丁213の5、丁275の1、丁285の6、丁285の9、丁285の10、丁288の5から丁288の7まで、丁289の1、丁289の2、丁302の1、丁302の2、丁305、丁306の1、丁306の2、丁310、丁311の3、丁311の4、丁315
- (2) 指定の目的
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
西予市宇和町久保2号439、2号440の1、2号440の2、2号441、2号458から2号462まで、2号467、2号468、2号477から2号480まで、2号484から2号487まで、2号494
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所
西予市宇和町坂戸761、763、1011、1015、1018の1

、1043、1044、1102、1106、1108、1109、1146、1150の1、1151の1、1152の1、1153、1169、1170、1228、1287の1、1287の2、1288の1、1288の2、1290、1291、1295、1334、1385、1389、1390、1395、1399、1403の1、1404の1、1406の1、1406の2、1414、1415、1416の1、1419の2、1428、1430、1432、1433、1438の1、1440の1、1456の1、1459の2、1463から1467まで、1469、1470、1474、1560、1561、1563

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

西予市城川町魚成5678の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
城川町魚成5678の1（次の図に示す部分に限る。）

)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 786 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山川内自転車道線	松山市南高井町988番3地先から 東温市田窪568番3地先まで	メートル 4.0~12.8	キロメートル 5.145	

○愛媛県告示第 787 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第48条の 7 第 2 項の規定に基づき、自転車歩行者専用道路を次のとおり指定する。

平成18年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	指 定 す る 道 路 の 区 間	指 定期 日
県 道	松山川内自転車道線	松山市南高井町988番3地先から 東温市田窪568番3地先まで	平成18年 5月26日

○愛媛県告示第 788 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山川内自転車道線	松山市南高井町988番3地先から 東温市田窪568番3地先まで	平成18年 5月26日

○愛媛県告示第789号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年5月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削藤谷319番2から 同町弓削藤谷618番2まで	旧	メートル 3.0～12.0	キロメートル 0.095	
			新	10.0～22.0	0.095	

○愛媛県告示第790号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年5月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削藤谷319番2から 同町弓削藤谷618番2まで	平成18年5月26日

○愛媛県告示第791号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年5月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	河中平井停車場線	松山市川の郷町乙141番87	旧	メートル 3.0～6.8	キロメートル 0.079	
			新	5.0～21.0	0.079	

○愛媛県告示第792号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年5月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	河中平井停車場線	松山市川の郷町乙141番87	平成18年5月26日

○愛媛県告示第793号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年5月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	中島環状線	松山市畑里乙175番10から 同市畑里乙173番1まで	旧	メートル 20.5～27.0	キロメートル 0.048	
			新	26.5～42.5	0.048	

○愛媛県告示第794号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中島環状線	松山市畑里乙175番10から 同市畑里乙173番1まで	平成18年5月26日

○愛媛県告示第795号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	粟井浅海線	松山市常竹甲371番から 同市苞木甲341番3まで	旧	メートル 5.8～11.2	キロメートル 0.027	
			新	14.8～16.4	0.027	
"	"	松山市別府12番から 同市夏目甲156番7まで	旧	12.0～14.6	0.043	
			新	14.0～16.0	0.043	
"	"	松山市夏目甲156番7から 同市片山甲14番1まで	旧	6.4～13.4	0.043	
			新	8.4～16.4 12.0～16.4	0.106 0.090	

○愛媛県告示第796号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	粟井浅海線	松山市夏目甲405番3から 同市夏目甲406番3まで	平成18年5月26日
"	"	松山市夏目甲557番9から 同市夏目甲157番4まで	"
"	"	松山市夏目甲157番4から 同市片山甲10番5まで	"

○愛媛県告示第797号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年5月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	串内子線	伊予市双海町串字奥ノ谷乙781番1地先から 同町串字大畑甲307番5地先まで	旧	メートル 7.0～9.0	キロメートル 0.030	
			新	9.0～24.0	0.030	

○愛媛県告示第798号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年5月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町前組2529番2から 同町前組2531番まで	旧	メートル 9.5～24.0	キロメートル 0.022	
			新	8.5～10.0	0.022	

○愛媛県告示第799号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年5月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町下畑野川乙456番27	旧	メートル 5.8～6.2	キロメートル 0.007	
			新	6.7～6.9	0.007	

○愛媛県告示第800号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年5月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町下畑野川乙456番27	平成18年5月26日

○愛媛県告示第801号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年5月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	直瀬洪草線	上浮穴郡久万高原町前組221番2	旧	メートル 3.9~4.3	キロメートル 0.009	
			新	6.1~6.3	0.009	

○愛媛県告示第802号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	直瀬洪草線	上浮穴郡久万高原町前組221番2	平成18年5月26日

○愛媛県告示第803号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	直瀬洪草線	上浮穴郡久万高原町洪草274番2	旧	メートル 4.5~5.5	キロメートル 0.015	
			新	6.5~8.5	0.015	

○愛媛県告示第804号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	直瀬洪草線	上浮穴郡久万高原町洪草274番2	平成18年5月26日

○愛媛県告示第805号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方2804番3から 同町笠方2801番3まで	旧	メートル 6.0~31.5	キロメートル 0.363	
			新	14.0~46.0	0.344	

○愛媛県告示第 806 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成18年 5 月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町上畑野川乙224番18から 同町上畑野川乙223番12まで	旧	メートル 4.2~13.0	キロメートル 0.094	
			新	11.0~40.0	0.073	

○愛媛県告示第 807 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成18年 5 月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	西条久万線	上浮穴郡久万高原町直瀬乙1600番17から 同町直瀬乙1600番 8 まで	旧	メートル 11.0~35.0	キロメートル 0.085	
			新	14.5~39.5	0.085	
"	"	上浮穴郡久万高原町直瀬乙1600番 9 から 同町直瀬乙1600番 4 まで	旧	12.5~20.5	0.091	
			新	20.0~35.5	0.091	

○愛媛県告示第 808 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成18年 5 月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	上浮穴郡久万高原町直瀬乙1600番17から 同町直瀬乙1600番 8 まで	平成18年 5 月26日
"	"	上浮穴郡久万高原町直瀬乙1600番 9 から 同町直瀬乙1600番 4 まで	"

○愛媛県告示第 809 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成18年 5 月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	東川上黒岩線	上浮穴郡久万高原町七鳥240番 8 から 同町七鳥171番 2 まで	旧	メートル 4.5~30.0 8.7~33.3	キロメートル 0.103 0.088	
			新	8.7~33.3	0.088	

○愛媛県告示第 810 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字郷角13364番 2 から 同字13352番 2 まで	平成18年 5月26日

○愛媛県告示第 811 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市河辺町三嶋1609番 3	旧	メートル 19.8~23.2	キロメートル 0.015	
			新	23.2~24.4	0.015	

○愛媛県告示第 812 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市河辺町三嶋1609番 3	平成18年 5月26日

○愛媛県告示第 813 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲長浜線	大洲市五郎1288番 8 から 同市五郎1358番 4 まで	旧	メートル 4.5~46.0	キロメートル 4.217	
			新	14.7~38.0	0.089	

○愛媛県告示第 814 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町松1409番2から 同町松1408番2まで	平成18年5月26日

○愛媛県告示第815号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年5月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	宇和三間線	宇和島市三間町務田180番3から 同町務田737番10地先まで	旧	メートル 17.5～34.0 8.5～29.0	キロメートル 0.110 0.110	
			新	17.5～34.0	0.110	

○愛媛県告示第816号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年5月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	嵐田之浜岩松線	宇和島市津島町岩松字柴ノ下117番13地先	旧	メートル 5.6～7.8	キロメートル 0.018	
			新	5.6～25.1	0.018	

○愛媛県告示第817号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年5月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	嵐田之浜岩松線	宇和島市津島町岩松字柴ノ下117番13地先	平成18年5月26日

○愛媛県告示第818号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年5月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町大成川216番5から 同町大成川58番2まで	旧	メートル 8.6～39.4	キロメートル 0.155	
			新	13.8～46.8	0.155	

○愛媛県告示第 819 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成18年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町大成川216番 5 から 同町大成川58番 2 まで	平成18年 5月26日

○愛媛県告示第 820 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成18年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
18松局建（開）第 8 号 平成18年 5月15日	伊予郡松前町大字西古泉字寿421番 2	松山市上市一丁目 2 番 4 号 藤 川 守

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。
平成18年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地（建付地）の売払い
- (2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

所 在 地	土 地		建 物	
	地 目	地 積	構 造	床 面 積
東温市田窪字外分2155番 6	宅 地	499.80m ²	鉄筋コンクリート造 陸屋根 2 階建	241.92m ²

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約条項を示す場所等
 - ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話 (089)912 2558
 - イ 入札心得書の交付方法
アに掲げる場所で交付する。
 - ウ 現地説明の日時及び場所
 - (ア) 日時
平成18年 6月19日（月）午前10時
 - (イ) 場所
売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時
平成18年 7月18日(火) 午前10時
- (2) 入札及び開札の場所
愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2
愛媛県庁第二別館 5階第 5会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参により提出すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札の無効
2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 売り払う土地の用途制限
ア 落札者は、契約締結の日から 5 年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。
イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。
- (7) その他
詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地(建付地)の売払い
- (2) 売り払う土地(建付地)の所在地、地目及び地積等

所 在 地	土 地		建 物	
	地 目	地 積	構 造	床 面 積
松山市若草町 7 番 4	宅 地	2 680 .51m ²	鉄筋コンクリート造 陸屋根 3 階建 外	1 674 .70m ²

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約条項を示す場所等
ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089)912 2558

イ 入札心得書の交付方法
アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時
平成18年 6月 8日(木) 午前10時

(イ) 場所
売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時
平成18年 6月26日(月) 午前10時
- (2) 入札及び開札の場所
愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2
愛媛県庁第二別館 5階第 3会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参により提出すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札の無効
2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 売り払う土地の用途制限
ア 落札者は、契約締結の日から 5 年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。
イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。
- (7) その他
詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地の売払い
- (2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積
今治市伯方町木浦字福浦甲3908番 1	宅 地	785.73m ²

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約条項を示す場所等
ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2
電話 (089)912 2558
イ 入札心得書の交付方法
アに掲げる場所で交付する。
ウ 現地説明の日時及び場所

- (ア) 日時
平成18年 6月 9日（金）午前11時
- (イ) 場所
売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時
平成18年 6月23日（金）午前10時
- (2) 入札及び開札の場所
愛媛県今治市旭町一丁目 4 番地 9
愛媛県今治地方局 4 階会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参により提出すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札の無効
2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 売り払う土地の用途制限
ア 落札者は、契約締結の日から 5 年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。
イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。
- (7) その他
詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。
平成18年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地の売払い
- (2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積
大洲市長浜字千舟町甲570番	学校用地	789.46㎡

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約条項を示す場所等
ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話 （089）912 2558
イ 入札心得書の交付方法
アに掲げる場所で交付する。
ウ 現地説明の日時及び場所
(ア) 日時
平成18年 6月12日（月）午前11時
(イ) 場所
売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時
平成18年 6月26日（月）午後 2 時
- (2) 入札及び開札の場所
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
愛媛県庁第二別館 5 階第 3 会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参により提出すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札の無効
2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成18年7月18日（火）午後2時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第二別館5階第5会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積
上浮穴郡久万高原町上野尻甲680番2	学校用地	136.70m ²

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2558

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(7) 日時

平成18年6月21日（水）午前11時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年5月15日	特定非営利活動法人 今治NPOサポートセンター	越智紀方	今治市別宮町八丁目1番55号	この法人は、今治市・越智郡地域に活動の本拠を置く民間非営利団体（NPO）の運営又は活動に関する助言及び援助の活動を行い、またこれらの団体のネットワークの拠点としての役割を果たすものとする。さらに、企業、行政等とのパートナーシップの構築を図る活動をも行うことによって、

NPO活動の基盤強化を図り、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

クリーニング師試験の施行について

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定による平成18年度クリーニング師試験を次のとおり施行する。

平成18年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 試験の日時
平成18年 9月 6日（水）午前9時
- 2 試験の場所
(1) 学科試験
松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁

(2) 実地試験

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁

3 受験願書の提出期間

平成18年7月18日（火）から7月24日（月）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部 健康衛生局 薬務衛生課とする。

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり施行する。

平成18年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 試験の種類

- (1) 網・わな猟免許試験
- (2) 第一種銃猟免許試験
- (3) 第二種銃猟免許試験

2 試験の日時、場所及び実施する試験の種類

- (1) 平成18年 8月 1日（火）午前9時

試験場の名称	試 験 の 場 所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
西 条 第 1 会 場	西条地方局西条第2庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611	網・わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
今 治 第 1 会 場	今治地域地場産業振興センター2階大会議室	今治市旭町二丁目3 - 5	同 上
松 山 第 1 会 場	松山地方局7階大会議室	松山市北持田町132	同 上
八 幡 浜 第 1 会 場	愛媛県歴史文化博物館第1研修室	西予市宇和町卯之町四丁目11 - 2	同 上
宇 和 島 第 1 会 場	宇和島地方局7階大会議室	宇和島市天神町7 - 1	同 上

- (2) 平成18年 9月 5日（火）午前9時

試験場の名称	試 験 の 場 所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
西 条 第 2 会 場	西条地方局西条第2庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611	網・わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
今 治 第 2 会 場	今治地方局4階大会議室	今治市旭町一丁目4 - 9	同 上
松 山 第 2 会 場	松山地方局7階大会議室	松山市北持田町132	同 上
八 幡 浜 第 2 会 場	八幡浜地方局7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3 - 37	同 上

宇和島第2会場	宇和島地方局7階大会議室	宇和島市天神町7-1	同上
---------	--------------	------------	----

3 免許申請書の提出期間

- (1) 平成18年8月1日の試験に係るものについては、7月5日(水)から18日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (2) 平成18年9月5日の試験に係るものについては、7月5日(水)から8月22日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 免許申請書の請求先及び提出先

受験申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部森林林業課若しくは松山地方局産業経済部久万高原森林林業課又は西条地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班、八幡浜地方局産業経済部森林林業課大洲森林林業振興班若しくは西予森林林業振興班若しくは宇和島地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班とする。

5 その他

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

ウ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.6センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

エ 狩猟免許申請手数料(愛媛県収入証紙によること。)受けようとする免許の種類ごとに法第49条各号に掲げる者にあっては各4,000円、その他の者にあっては各5,300円

オ 受験票の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手をちょう付し、あて先を記載した返信用封筒

(2) 試験場についての注意事項

受験申込者の試験場は、所管地方局長が指定し、通知する。

なお、試験場は、原則として、受験申込者の希望する試験場を指定するが、会場の都合により希望する試験場を指定できない場合がある。

(3) 書類の提出は、持参又は郵送によること。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年5月26日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

(1) 件名

通信指令システムの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

通信指令システム一式(ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成19年2月1日から平成26年1月31日まで

(5) 借入場所

愛媛県警察本部ほか

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成18・19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第一係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110 内線 2231

- (2) 入札書の受領期限

平成18年7月10日(月)午後1時30分

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所
平成18年 7月10日(月)午後 1時30分
愛媛県警察本部 第一会議室
- 4 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
 - (1) Nature and quantity of the product to be leased:
Emergency Dispatch System , 1 set
 - (2) Time limit of tender: 1:30 p.m. , 10 July , 2006
 - (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110 Ext 2231

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第1号

次のとおり落札者を決定した。

平成18年 5月26日

愛媛県立中央病院長 上 田 暢 男

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
重油(J I S K2205 1種2号) 約 700,000リットル	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日町83番地	平成18年 3月28日	三原産業株式会社 愛媛県宇和島市寿町二丁目9番12号	59,222円	一般競争入札	平成18年 2月14日
愛媛県立中央病院清掃業務 一式	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日町83番地	平成18年 3月28日	株式会社西村商事 愛媛県松山市三番町一丁目11番地3	92,610,000円	一般競争入札	平成18年 2月14日

○愛媛県公営企業告示第2号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、病院の業務に係る公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成18年 5月26日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

- 1 委託した事務の範囲及び内容
愛媛県立新居浜病院の料金の収納の事務(日直業務の範囲内のものに限る。)
- 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社アイ・エム・ピー・センター
大阪市北区堂島二丁目2番2号
- 3 委託期間
平成18年 4月1日から平成19年 3月31日まで